



山梨県民信用組合

皆様のベストパートナーをめざして



山梨県民信用組合

2013
ディスクロージャー



ごあいさつ

皆様には、平素より山梨県民信用組合に対しまして、格別なご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。ここに、私ども山梨県民信用組合の現況をよりご理解いただくために、平成24年度決算期（平成25年3月期）における事業内容を収めた『2013ディスクロージャー』誌を作成いたしましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

平成24年度の業績につきましては、平成24年8月に公表いたしました「第2次経営強化計画」に基づき、同計画に掲げた各種施策の推進に役職員一丸となって取組み、平成24年度決算において、9期ぶりに黒字を計上する運びとなりました。これは、ひとえに当組合とお取引頂いている全てのお客様のご支援の賜物であり、感謝を申し上げる次第であります。

当組合は、基本理念を“山梨県全域にわたる地域のお客様から最も信頼される『コミュニティ・バンク』”としており、今後も同計画に基づく各種施策を実践・推進していくことで、地域の皆様のご期待に総力をあげて応えていくとともに、お客さまとの信頼関係をより強固なものとし、地域になくてはならない信用組合であり続けるため全力で取組んでまいります。

当組合は、平成26年2月に合併10周年を迎えることになりました。この節目にあたりまして、当組合の目指す姿を「皆様のベストパートナーをめざして」とし、今まで支えて頂いた全ての皆様に、心より感謝の気持ちをお伝えするとともに、更なる未来へ向け、地域の皆様のベストパートナーでありたいという思いを込めて決定いたしました。お客様への感謝と地域貢献をコンセプトに取組んでまいりますので、今後とも何とぞ変わらぬ、ご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年7月

理事長 廣瀬 正文

経営理念

- 1. 地域社会の健全な発展と持続に貢献
- 1. 健全かつ信頼される組合経営の構築

経営方針

- 1. 法令等遵守態勢、内部管理態勢の整備・強化
- 1. 経営力、組織力の強化
- 1. 健全経営の維持・確保

お客様へのお約束（コーポレートステートメント）

- 信頼してお取引いただける信組になります
法令やルールの厳格な遵守を心掛け、顧客保護等管理方針のもと、お客様を第一に考えて業務を遂行してまいります。
- お客様の悩みをともに解決する信組になります
お客様の課題をともに考え、金融のプロとして様々なサービスを提供することで解決を目指してまいります。
- 満足を超えた感動を提供できる信組になります
サービス業であることを再認識し、お客様から「けんみんさん変わったね」と言われるサービスを提供してまいります。

当組合の概要（平成25年3月31日現在）

◇ 設立	昭和28年4月	◇ 組合員数	120,937人
◇ 本部	甲府市相生一丁目2番34号 TEL(055) 228-5151	◇ 出資金	43,919百万円
◇ 本店営業部	甲府市相生一丁目2番34号 TEL(055) 220-7800	◇ 預金	372,645百万円
◇ 店舗数	40店舗	◇ 貸出金	298,334百万円
□ ホームページ・アドレス http://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp			◇ 常勤役職員数 497人

◆ 合併10周年

「グッドパートナー」から「ベストパートナー」へ!!

山梨県民信用組合は、平成26年2月16日に合併10周年を迎えることとなりました。

これもひとえに、お客様、組合員様、地域の皆様からのあたたかいご支援、ご愛顧の賜物と役職員一同心より感謝申し上げます。

当組合では、10周年の節目にあたり「これまで支えていただいたすべての皆様に、心より感謝の気持ちを表すとともに、更なる未来に向け、地域の皆様の“ベストパートナー”でありたい」という想いを込めて記念事業を展開してまいりますので、今後とも何卒変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



◆ 合併10周年記念予定事業

記念定期預金の発売（第1弾）	平成25年6月～平成25年9月
記念定期預金の発売（第2弾）	平成25年11月～平成26年1月
記念定期積金の発売	平成25年7月～平成26年3月
消費者ローンキャンペーンの実施	平成25年8月～平成25年12月
ビジネスローンキャンペーンの実施	平成26年2月～平成26年3月

富士山周辺清掃活動	平成25年7月
しんくみの日活動	平成25年9月
感謝デーの開催	平成26年2月

制服新調	平成25年10月、平成26年6月
甲府大好きまつりへの参加	平成25年9月
太陽光設備の設置	平成25年6月
ぱーとなーず記念号の発行	平成26年1月
年金友の会 10周年記念総会の開催	平成26年6月



▶ 地域貢献への取組みについて

当組合では、経営理念において「地域社会の健全な発展と持続に貢献」と定めております。

当組合は本業である金融機関業務において、地域の皆様からお預かりした大切なご預金を、地域で資金を必要としているお客様にご融資するなどの形で地元に還元し、地域の皆様の生活及び地域経済の活性化・発展に寄与するため、お互いに助け合いながら共に発展するという信用組合の精神である相互扶助を基本理念とする協同組織金融機関です。

地域金融機関の地域活性化及び再生に向けた取組みは、ますます重要性を増してきております。地域の皆様の期待にお応えするため、役職員一同一生懸命努力を重ね、お客様に信頼される信用組合であり続けたいと考えております。

うさけん



うさみん



豊かな生活、地域の発展

お客様・組合員の皆さん

預金・積金・出資金

ご融資金

① 当組合では、地域のお客様から大切な財産をお預けいただけるよう、各種の預金・積金をご用意しております。

また、パソコンあるいは携帯電話を使用したインターネット・モバイルバンキングサービスによるお取扱いもご用意しております。

② お客様からお預けいただいた資金を、地元の皆様への円滑な資金供給(ご融資)という形で地元に還元し、地域経済の活性化と発展に貢献できるよう事業を推進しております。

また、地域の中小企業および個人のお客様の様々な資金ニーズにお応えするため、各種の商品をご用意しております。

山梨県民信用組合

地域への貢献

相談・支援

◆ 相談活動

● 総合相談センター『パートナーズ』の活動

総合相談センターは平成21年10月に開設し、ビジネスマッチング、事業承継、経営改善など中小企業者向け各種事業の相談、金融円滑化法期限到来後のお取引についての相談業務を行っています。

また、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業における専門家派遣支援にも取組んでいるほか、各種補助金の申請などのご相談も受付けています。

なお、平成25年7月からは、お客様がより気軽に相談できる総合相談センター「出張相談所」を開設し、順次各営業店を巡回しております。

◆ 社会的・文化的地域貢献活動

● 地域行事への参加・協賛、イベント等の開催

当組合では、各地域の行事に積極的に参加・協賛するなど地域に密着した活動を行っております。平成24年度も、「甲府大好き祭り」のダンスパレードや、「中小企業組合まつり」など、各地域主催のイベントへ参加しました。

また、各地において、バレーボール、ゲートボール大会等を開催するなど、これからも地域のみなさまのご期待にお応えする活動を行いたいと考えております。



ゲートボール大会

● 「しんくみの日」週間（9月1日～7日）の社会貢献活動

《各店舗周辺の公共施設等清掃活動》

平成24年9月6日(木)に実施した本店営業部・本部職員による甲府駅前平和通りの歩道および歩道橋の清掃をはじめ、各店舗とも平成24年9月1日～7日に掛けて、営業店周辺の公園・歩道・歩道橋・公共施設等の清掃活動を実施し、470名の役職員が参加しました。

《献血運動》

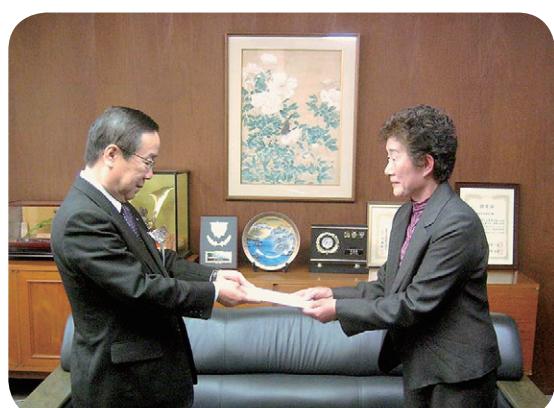
平成24年8月～9月の二ヶ月間にわたり、営業店への献血車配置（4店舗）や献血ルーム・市町村等の主催による献血活動などに役職員および組合員合計136名が参加しました。

また、当組合では社会貢献の一環として、献血活動を広く皆様に知っていただくために、厚生労働省が推進している「献血サポーター」活動に参加しています。

● しんくみピーターパンカードを通じた社会貢献

当組合では、信用組合業界の社会貢献施策の一つとして、「難病や障害を持つ子供とその家族の支援及び健全育成」に取組まれている団体に対し、当組合で取扱いしている「しんくみピーターパンカード」の利用による寄付金をお贈りしております。これまで平成16年から延べ17先団体に寄付金をお贈りし、平成24年度においては、二つの団体に総額656千円余りをお贈りいたしました。

今後も「しんくみピーターパンカード」をより多くの方にご案内するとともに、同カードを通じた社会貢献活動を行ってまいります。



寄付金の贈呈

◆ 年金活動

当組合では年金取引先のお客様に対しまして、これまで以上のきめ細やかな対応をさせていただくため9名の年金レディを配属しております。今後も順次、年金レディの配属店舗を増やし、年金取引先のお客様により一層のご満足をいただけるよう取組んでいきたいと考えております。

平成24年6月に開催した「けんみん信組年金友の会」の定期総会では、前年の参加者を1,860名上回る5,380名の方がご参加され、総会終了後の「香西かおり歌謡ショー」を楽しんでいただきました。

会員の皆様には、「年金友の会会報誌『ふれあい』」を発行し、皆様のお役に立つ情報を提供してまいります。また、今後とも継続して会員の皆様に喜んでいただける各種イベントを企画してまいりますので、ふるってご参加くださいますようお願い申し上げます。

※当組合での公的年金のお受取りを予約された方には、請求予定期にお手続きのご案内をいたしております。

また、予約をされた方には、プレゼントをご用意しております。

※当組合で公的年金をお受取りのお客様への主なサービス

- ・お誕生日にプレゼントを進呈
- ・定期預金の金利優遇 …… 金利優遇の定期預金をご利用いただけます。
- ・消費者ローン（バックアップ）の金利優遇 …… 同居のご家族を含め、消費者ローン（バックアップ）の金利を優遇しております。

年金お受取先数	37,891先 (平成25年3月末)
---------	--------------------

●年金に関するご相談について

お客様の年金に関するご相談に対応できるよう、営業担当職員は年金アドバイザー検定試験の資格取得等により年金知識の習得に努めております。

また、本部の年金アドバイザーがフリーダイヤル **0120-487-652** シアワセ ロウゴニにより「年金相談」に応じておりますので、お気軽にご相談ください。

「地域密着型金融」の取組み

当組合では、「地域密着型金融」を恒久的かつ日常的な取組みと位置付け、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」・「中小企業に適した資金供給手法の徹底」・「持続可能な地域経済への貢献」等の取組みを推進しております。信用組合の「強み」である地域社会に密着した営業活動を生かし、事業者の事業の発展・再生に対する支援態勢の強化に取組むとともに、地域の利用者の利便性の向上に努めています。

経営改善支援の取組み実績

【24年4月～25年3月】

(単位：先数)

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 α	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	α のうち再生計画を策定した先数 δ	経営改善支援取組み率 $= \alpha / A$	ランクアップ率 $= \beta / \alpha$	再生計画策定期率 $= \delta / \alpha$
正常先 ①	4,572	55		43	3	1.2%	5.5%	
要注 うちその他要注意先 ②	406	167	5	152	23	41.1%	3.0%	13.8%
意先 うち要管理先 ③	33	7	6	1	0	21.2%	85.7%	0.0%
破綻懸念先 ④	204	44	3	36	1	21.6%	6.8%	2.3%
実質破綻先 ⑤	626	4	0	4	0	0.6%	0.0%	0.0%
破綻先 ⑥	251	1	0	1	0	0.4%	0.0%	0.0%
小計(②～⑥の計)	1,520	223	14	194	24	14.7%	6.3%	10.8%
合計	6,092	278	14	237	27	4.6%	5.0%	9.7%

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

1. 中小規模事業者の経営支援に関する取組方針

当組合は、「地域社会の健全な発展と持続に貢献」を経営理念の一つとし、地域のお客様に対する信用供与の維持・拡大、および経営改善への取組みなど、従前より地域の皆様への支援に積極的に取組んでおります。今後ともお客様からのご相談に積極的に応じるなど、金融の円滑化に向けた取組みを持続・強化してまいります。

2. 中小規模事業者の経営支援に関する態勢整備

(1) 「金融円滑化推進部会」の設置(情報、対応状況等の管理)

(2) 専担部署の設置

- ・「総合相談センター」………… コンサルティング機能発揮のための拠点（事業者向け経営相談〈事業再生改善等経営相談、情報提供、専門家の紹介等〉、営業店が収集したビジネスマッチング情報の集約およびフィードバック、営業店相談窓口のサポート等）
- ・「企業支援部」…………… お取引先の経営改善・早期事業再生支援
- ・「経営改善サポート室」…… お取引先の経営改善・コンサルティング業務に特化

(3) 「お客様相談窓口」の設置

◆受付時間

○各営業店 …… 平日 午前 9 時～午後 3 時 〈休業日を除く〉(予約で午後 8 時まで利用可能)

○総合相談センター(パートナーズ) …… 平日 午前 9 時～午後 5 時 30 分 〈休業日を除く〉
(予約で午後 8 時まで利用可能)

フリーダイヤル：0120-732-711

3. 中小規模事業者の経営支援に関する取組状況

(1) 創業・新規事業開拓支援

当組合では、新たな技術の種を創生する大学等の研究機関、企業、官庁が連携し、ニュービジネスの創出・育成や企業が抱える技術的な課題を解決していくという産学官連携の取組みを進めており、当組合職員24名が地元大学から客員社会連携コーディネータとして任命を受け、定期的にミーティングに参加しております。また、議題として案件を提示して、大学教授・講師、および各機関のコーディネータの方々に討議していただくなど、お客様の課題を解決する支援を行っております。

(2) 成長段階における支援

当組合では、お客様への支援取組みの一つとして、ビジネスマッチング情報のデータベースを構築し、お取引先の売りたい・買いたい情報を集約し、お取引先同士のマッチングに取組んでおります。

また、担保・保証に過度に依存しない融資促進として、動産や売掛債権を担保とした融資を推進しております。お取引先の資金繰りの円滑化にも資するものであるとの認識から、今後も積極的に取組んでまいります。

(3) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

当組合では、経営改善の可能性が高いと認められるお取引先に対しては、所管部署である「企業支援部」が中心となり、きめ細かな経営改善支援及び早期事業再生支援に積極的に取組んでおります。

さらに、平成24年度には、比較的小口の取引先に対して、経営改善・コンサルティング業務に特化した部署「経営改善サポート室」を新設しました。

また、「中小企業経営力強化支援法」に基づき新たに創設された「経営革新等支援機関」に認定されるなど、これら国等の制度を活用し、事業者の経営分析や事業計画の策定、各種専門家の紹介・派遣などを通じて、地域社会の活性化に貢献してまいります。

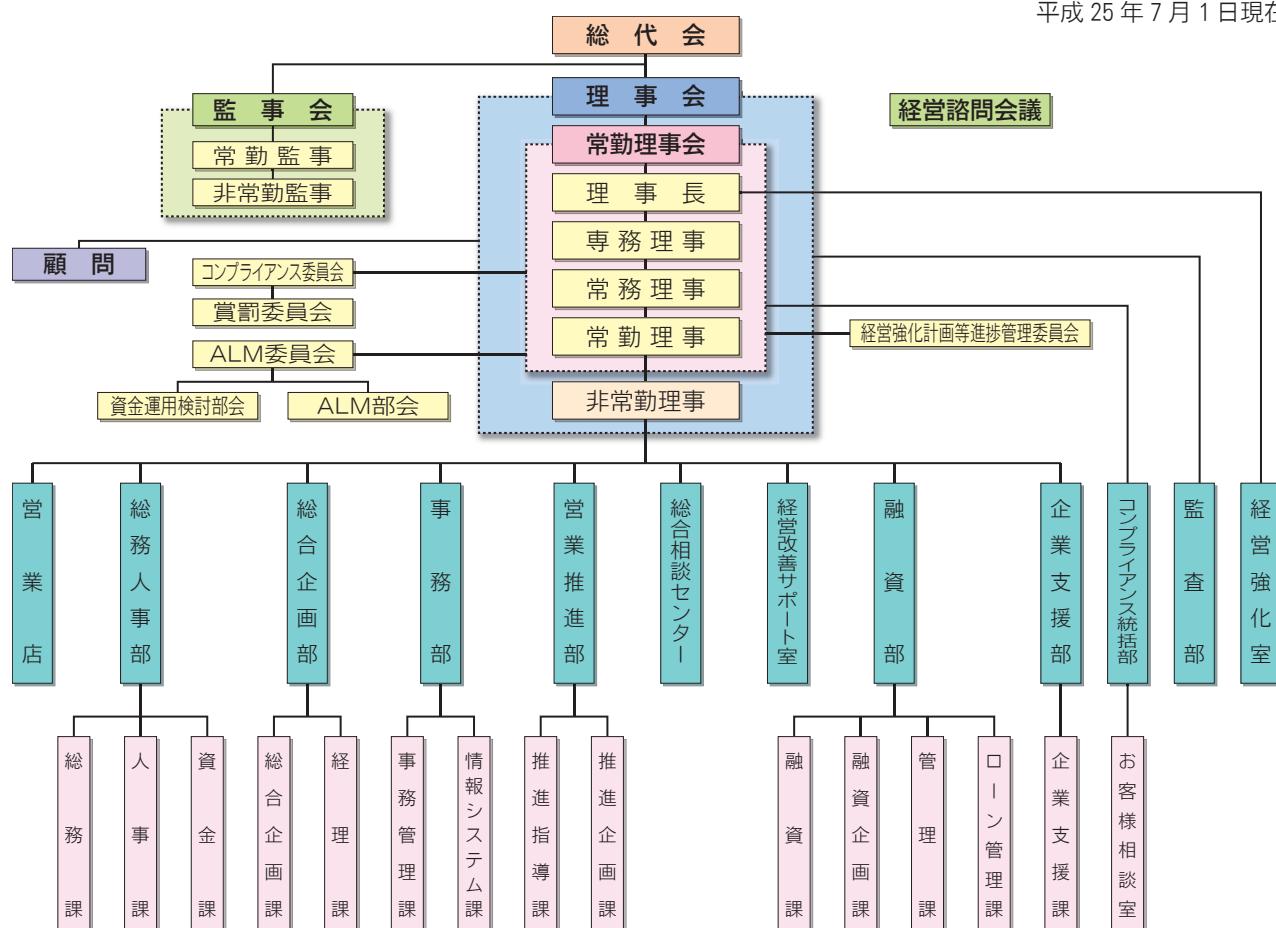
(4) 成長が見込める分野への取組み

長引く不況下にあっても農業、医療介護、環境関連は市場拡大が期待される分野であり、地域経済の活性化に資するものであるとの認識から商品の開発を行い、お客様のご要望にお応えしております。



組織図

平成 25 年 7 月 1 日現在



◇当組合では、経営の客観性・透明性を確保し、ガバナンスを強化することを目的に、平成22年度より、外部有識者による経営諮問会議を設け、経営全般について助言・提言をいただいております。

役員一覧 (平成25年7月1日現在)

常勤	理 事 長	廣瀬 正文	平 晋	文
常勤	専務理事	田代 幸雄	行彦	平 雄
常勤	常務理事	阿部 行彦	昭彦	正人
常勤	常務理事	望月 昭彦	彦正	人
常勤	理 事	齊藤 直人	正人	人
常勤	監 事	志村 直人	正人	人
非常勤	理 事	秋山 勉	雄洋	文
非常勤	理 事	田野 勉	茂洋	文
非常勤	理 事	内田 勉	雄茂	文
非常勤	理 事	東辰	茂雄	文
非常勤	理 事	齋藤 良雄	彦雄	文
員外監事	理 事	志村 良正	彦雄	文
員外監事	監 事	佐々木 正正	彦純	文
員外監事	監 事	中込 正正	彦純	文

沿革

昭和 28 年 5 月	甲府中央信用組合として、甲府市相生町 53 番地にて営業開始
昭和 33 年 12 月	甲府市相生町 53 番地より、甲府市桜町 13 番地に事務所移転
昭和 60 年 8 月	信組共同センターに加入
平成 15 年 1 月	峡南信用組合と合併し営業開始
平成 16 年 2 月	谷村信用組合、美駒信用組合及びやまなみ信用組合と合併し、山梨県民信用組合として営業開始
平成 20 年 11 月	本店営業部が甲府市中央一丁目 18 番 6 号から甲府市相生一丁目 2 番 34 号に移転
平成 21 年 9 月	「経営強化計画」発表
平成 21 年 10 月	総合相談センター『パートナーズ』を甲府市中央一丁目 18 番 6 号に開設
平成 24 年 6 月	廣瀬正文理事長就任
平成 24 年 8 月	第 2 次「経営強化計画」発表

◇当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

コンプライアンス（法令等遵守）とは、企業倫理を確立し、法令をはじめ当組合内の諸規程、社会的規範および一般的に求められるルールやモラルを遵守することです。経営の健全性を高め、社会からの搖るぎない信用・信頼を得るうえで不可欠なものであり、社会的責任と公共的使命の高い金融機関の役職員として、法令等の遵守はもちろんのこと、高い倫理観と常識を要求されていることを常に念頭において、良識ある行動をとらなければならないと考えております。

このため、当組合は法令等遵守態勢の整備・強化を経営方針の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス体制を円滑に機能させるため、本部に統括部署、営業店および本部各部にコンプライアンス担当者を配置しております。また、年度ごとにコンプライアンス・プログラム（推進計画）を策定し、態勢の整備・強化に向け、推進計画の実行、結果の検証、改善策の実施を繰り返すことにより、実効性のある実践に努めております。

平成24年度においては、職員がコンプライアンスを常に心掛ける組織風土を醸成し、強固な法令等遵守態勢の構築による自浄能力の強化を目的にコンプライアンス担当者連絡協議会を開催し、さらに事務の統一と厳正な事務処理の徹底を図るため、臨店事務指導や内部監査の強化および内部監査の指摘事項に対する改善状況のフォローアップを行いました。

また、本部各部・全営業店は毎月コンプライアンス・リスク研修会および四半期毎にコンプライアンス理解度確認テストを実施し、さらに外部講師等による研修・セミナー等に積極的に参加しております。全役員（パートを含む）を対象としたコンプライアンス研修も実施しました。研修会等を通じ、役職員のコンプライアンスに対する意識の醸成・向上を図るとともに、「お客様相談室」での相談等受付、「内部通報制度」の活用等、地元の皆様に一層信頼される金融機関となるよう組織的な態勢整備に取組んでおります。

適切な事務処理の実践について

1. お客様への集配金業務に関する組合ルールの遵守
 - ・営業係が担当地区を越えて、個人的に集配金等にお伺いすることはいたしません
 - ・営業係以外の職員が、個人的に集配金等にお伺いすることはいたしません
 - ・同じ営業係が3年を超えて同じお客様を担当させていただくことはいたしません
2. お客様からお預かりする重要書類のお取り扱いに関する組合ルールの遵守
 - ・預金証書や通帳等、お客様の大切な書類を理由なく14日を超えてお預かりすることはいたしません
 - ・現金や通帳等をお預かりする場合、預り証を必ず発行いたします
3. お客様と当組合における契約に関する組合ルールの遵守
 - ・ご署名、ご捺印をお客様に代わって職員が行うことは（お客様にやむを得ない事情がある場合を除き）いたしません
 - ・新規個人向けカードローンご利用明細は、必ず郵送させていただきます

当組合は、誠実な業務の遂行を徹底してまいりますが、万一、当組合職員が上記に反し、不適切な業務を行った場合には、お客様にはお手数をおかけいたしますが、下記当組合「お客様相談室」までご連絡いただきたくお願い申し上げます。当組合は、お客様から頂戴したご意見や要望等を真摯に受け止め、迅速に対応・解決を図ってまいります。

《お客様相談室連絡先》フリーダイヤル 0120-117-786（受付時間 平日 午前9:00～午後5:30）

リスク管理態勢について

当組合では、リスク管理を経営の重要課題と位置づけており、「リスク管理方針」を定め、直面する各種リスクを適切に管理するとともに、経営の健全性の維持と収益力の強化を図るために、管理体制の整備に取り組んでいます。

業務の運営に際して発生する各種リスクについては、それぞれの主管部署で適正な管理に努めています。また、総合企画部が各種リスクについて総体的に捉え一元的に管理する「統合的リスク管理」を行うことにより、自己管理型のリスク管理に努めています。これらのリスクは、定期的に開催される「ALM委員会」に報告し、分析・評価のうえ、必要に応じて改善を図っております。

- 統合的リスク管理 …… それぞれのリスク種類毎に計測したリスク量を統合し、そのリスク量を当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照することにより、リスク管理を行うこと。
 - 各種リスク …… 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーションリスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）。
- リスクの内容につきましてはP23～25およびP30をご参照ください。

顧客保護等管理態勢について

当組合では、お客さまに安心してお取引いただけるよう「顧客保護等管理方針」を定め、顧客保護に取り組んでいます。

◆顧客説明管理態勢

当組合の商品・サービスをご利用されるお客さまに対し、適切かつ十分な説明をすることで、お客さまからの信頼に応えることを目的として「顧客説明マニュアル」等を作成し、職員の知識向上とお客さまのサービス向上に努めています。

◆顧客情報管理態勢

お客さまの情報を適切に管理するために、「顧客情報管理マニュアル」等を作成し、社内研修に用いるなど顧客情報の管理に努めています。

また、個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）および個人情報保護宣言（プライバシーステートメント）をホームページに常時掲載するとともに、窓口にも掲示することにより公表しています。

◆顧客サポート等管理態勢

「顧客サポート等対応マニュアル」等を整備し、お客さまからのご照会、ご相談、ご要望、苦情及び紛争に対して、迅速、適切な対応を心がけています。

ご意見・ご相談等について

当組合では、お客さまからのご相談、ご意見、および苦情等に関する相談にお応えするため、コンプライアンス統括部内にお客様相談室を設置しております。当組合業務に関してのご相談、ご意見等がございましたら、遠慮なくお申し付けください。

《お客様相談室連絡先》

フリーダイヤル 0120-117-786

受付時間 平日 午前9:00～午後5:30

また、「中小企業等金融円滑化」への取組みとして、中小規模事業者の皆さまおよび住宅ローンをご利用のお客様からの新規融資や貸付条件の変更等に関する苦情相談を受け付ける窓口として、下記専用フリーダイヤルを設置しております。

《金融円滑化への取組み強化に関する苦情相談専用フリーダイヤル》

フリーダイヤル 0120-305-338

受付時間 平日 午前9:00～午後5:30

さらに、当組合の苦情処理措置および紛争解決措置の内容は下記のとおりです。

・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。

【窓口：山梨県民信用組合 お客様相談室】 フリーダイヤル 0120-117-786

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く）

受付時間 午前9:00～午後5:30

なお、苦情等対応手続については、営業店掲示ポスターまたは当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp>

・紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合お客様相談室、またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間 午前9:00～午後5:00

電話 03-3567-2456

総代会について

1. 総代会制度について

総会は「中小企業等協同組合法」、「協同組合による金融事業に関する法律」に定められた決算及び事業計画、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関であります。

信用組合は、組合員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関であり、組合員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて経営に参加することになりますが、組合員数は非常に多く、総会の開催は事実上不可能であります。また、組合員の総数が法定数（200人）を超える信用組合においては、定款の定めにより総会に代わるべき総代会を設けることが認められており、当組合はこれに該当します。

このため当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、組合員の中から選出された総代により総代会を運営しております。総代は組合員の代表として、組合員の総意を組合の経営に反映する重要な役割を担っております。通常総代会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集されることになっており、通常、毎年6月に実施しております。

このほか、必要に応じて臨時総代会を開催します。

2. 総代とその選出方法

総代の選出につきましては、当組合の定款および総代選挙規約により実施されます。

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は、3年です。
- ・総代の定数は120名以上150名以内で、組合員数に応じて選挙区（6区）ごとに定められています。なお、平成25年7月1日現在の総代数は、144名となっております。

選挙区	第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	合計
地区	甲府地区	峡中地区	峡東地区	峡北地区	峡南地区	郡内地区	
定数	35～40名	25～30名	20～25名	15～20名	10～15名	15～20名	120～150名

(2) 総代の選出方法

上記(1)の選挙区ごとに、その選挙区に所属する組合員のなかから選挙者名簿を確定し、総代の選挙を行っております。

候補者の届出につきましては、総代候補者を推薦する組合員、または総代候補者になろうとする組合員が選挙長である理事長に総代立候補届を行い、選挙区ごとの候補者氏名を当組合の掲示場に公告しております。

なお、候補者の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者とし、選挙は行っておりません。

3. 第60期通常総代会の決議事項

平成25年6月28日に第60期通常総代会が開催され、次の議案が上程され、それぞれ承認されました。

- ・第1号議案 第60期損失処理（案）承認の件
- ・第2号議案 第61期事業計画（案）承認の件
- ・第3号議案 組合員の法定脱退に関する件
- ・第4号議案 理事及び監事の選出の件

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事会において決定しております。

(2) 平成24年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する基本報酬等	50

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成24年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成24年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

主要な事業の内容

A. 預金業務

- (イ) 預金・定期積金 当座預金・普通預金・貯蓄預金・通知預金・定期預金・定期積金・別段預金・納税準備預金等を取扱っております。
- (ロ) 譲渡性預金 譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

- (イ) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- (ロ) 手形の割引 商業手形および為替手形の割引を取扱っております。

C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債・地方債・社債・株式・その他の証券に投資しております。

D. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

E. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金業務を取扱っております。

F. 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
- (ロ) 有価証券の貸付業務
- (ハ) 代理業務
 - (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫、住宅金融支援機構等の代理貸付業務
 - (b) 勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 - (ニ) 地方公共団体の公金取扱業務
 - (ホ) 株式払込金の受入代理業務
 - (ハ) 貸金庫業務

● 平成24年度 事業概況等

ここに第60期決算を終了しましたので、概況のご報告を申し上げます。

平成24年度の山梨県内の経済状況は、前半は東日本大震災後の復興需要等により一部に持ち直しの動きが見られたものの、後半は海外経済の減速などから生産を中心に弱めの動きとなり、また、県内の主要道路のトンネル事故の影響により、観光業を中心に大きな経済損失が発生いたしました。その後、全国的には円安などによる輸出関連企業の業績向上や株式相場環境の好転が追い風になるなど景気の回復が期待され、県内経済情勢につきましても上向きつつあるとされていますが、当組合のお取引先である中小規模事業者の業況感は、未だ回復を実感できているとは言い難い状況であります。

このような状況下、当組合は平成24年8月に公表いたしました「第2次経営強化計画（平成24年4月～平成27年3月）」に基づき、同計画に掲げた各種施策の推進に、役職員一丸となつて取組んでまいりました。また、平成25年3月末の「中小企業等金融円滑化法」の期限到来にかかわらず、中小規模事業者等への資金需要あるいは資金繰りの緩和に対応するため、日常の業務において、ご相談や返済にかかる条件変更のご要望に対し、可能な限り積極的にお応えしてまいりました。今後も、これまで以上に、地域の皆様の支援に全力で取組んでまいる所存です。

平成25年3月末の業績につきましては、預金積金が景気の低迷などを要因として、前期比26億円減少の3,726億円となりました。貸出金につきましては、期中を通して資金需要の低迷が続いたことなどから、前期比43億円減少の2,983億円となりましたが、当組合の果たすべき役割と認識しております地域の中小規模事業者に対する金融円滑化に積極的に取組んだことから、中小規模事業者向けの貸出金は前期比33億円の増加となりました。

収益面につきましては、市中金利の低下などにより有価証券利息配当金が減少し、また、金利の低下や期中において資金需要の低迷が続き貸出金残高が低調に推移したことから貸出金利息が減少したものの、預本金利の低下により預金利息が減少したこと、物件費の削減に取組んだこと、および一般貸倒引当金の取崩しが発生したことなどから、業務純益は前期を6億4百万円上回る30億73百万円となりました。コア業務純益は、貸出金利息が減少したことなどから、前期を2億78百万円下回り20億77百万円となりました。

さらに、厳正な資産の自己査定に基づき、30億96百万円の貸出金償却並びに個別貸倒引当金繰入を実施いたしましたが、最終的に当期純利益は1億29百万円を確保し、9期ぶりに黒字転換を果たすことができました。

なお、当期の普通出資金に対する配当につきましては、繰越損失金が解消していないことから無配となります。何卒、ご理解頂きたくお願い申し上げます。

自己資本比率に関しましては、引き続き組合員の皆様から多大なるご支援を頂いていることなどから、17.51%と高い水準を維持しております。組合員の皆様のご支援とご協力に対し、心より感謝申し上げる次第であります。

当組合は、新たに策定した中期3ヵ年計画である「第2次経営強化計画」において、基本理念を“山梨県全域にわたる地域のお客様から最も信頼される『コミュニティ・バンク』”としており、同計画に基づく各種施策を実践・推進していくことで、地域の皆様のご期待に総力をあげて応えていくとともに、お客様との信頼関係をより強固なものとし信頼される組合を築くため全力で取組んでまいります。なお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、概況の報告といたします。

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成23年度	平成24年度
(資産の部)		
現 金	4,536,729	4,317,875
預 け 金	64,940,754	74,520,031
商品有価証券	—	—
有 価 証 券	66,137,712	60,737,905
国 債	15,283,166	17,367,200
地 方 債	5,126,565	3,989,170
社 債	15,351,385	13,677,632
株 式	339,907	348,058
そ の 他 の 証 券	30,036,688	25,355,844
貸 出 金	302,672,583	298,334,042
割 引 手 形	1,955,834	1,997,986
手 形 貸 付	58,318,730	60,297,160
証 書 貸 付	236,025,744	229,806,172
当 座 貸 越	6,372,273	6,232,723
外 国 為 替	—	—
そ の 他 資 産	4,488,108	4,476,763
未 決 済 為 替 貸	22,818	28,373
全信組連出資金	1,555,000	1,555,000
前 払 費 用	—	—
未 収 収 益	749,727	714,718
そ の 他 の 資 産	2,160,562	2,178,672
有 形 固 定 資 産	9,515,505	9,306,830
建 物	2,244,792	2,166,345
土 地	5,417,562	5,417,562
リ 一 ス 資 産	238,674	244,923
建 設 仮 勘 定	3,300	—
その他の有形固定資産	1,611,175	1,477,999
無 形 固 定 資 産	70,158	71,297
ソ フ ト ウ ェ ア	—	—
の れ ん	—	—
その他の無形固定資産	70,158	71,297
縹 延 税 金 資 産	1,326,843	924,469
再評価に係る縹延税金資産	—	—
債 务 保 証 見 返	2,911,189	2,400,439
貸 倒 引 当 金	△ 36,991,168	△ 38,884,711
(うち個別貸倒引当金)	△ 34,577,065	△ 37,071,310
そ の 他 の 引 当 金	△ 61,455	△ 61,899
資 产 の 部 合 计	419,546,961	416,143,045

科 目	平成23年度	平成24年度
(負債の部)		
預 金 積 金	375,309,711	372,645,587
当 座 預 金	3,170,345	2,756,204
普 通 預 金	102,595,292	100,118,599
貯 蓄 預 金	157,356	122,774
通 知 預 金	619	6,109
定 期 預 金	248,272,849	250,177,100
定 期 積 金	20,604,335	18,830,314
そ の 他 の 預 金	508,912	634,484
譲 渡 性 預 金	—	—
借 用 金	—	—
当 座 借 越	—	—
借 入 金	—	—
外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	1,596,512	1,649,988
未 決 済 為 替 借	111,852	132,167
未 払 費 用	242,518	207,421
給 付 補 填 備 金	46,190	32,642
未 払 法 人 税 等	25,475	32,011
前 受 収 益	187,162	208,977
払 戻 未 済 金	378,687	535,106
職 員 預 り 金	195,808	189,720
リ 一 ス 債 務	245,680	254,223
資 产 除 去 債 務	34,007	33,706
そ の 他 の 負 債	129,129	24,011
賞 与 引 当 金	31,956	63,000
偶 発 損 失 引 当 金	25,549	22,663
そ の 他 の 引 当 金	—	14,720
縹 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る縹延税金負債	308,706	308,706
債 务 保 証	2,911,189	2,400,439
負 債 の 部 合 計	380,183,626	377,105,106
(純資産の部)		
出 資 金	44,449,886	43,919,511
普 通 出 資 金	15,549,886	15,019,511
優 先 出 資 金	28,900,000	28,900,000
優先出資申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
利 益 剰 余 金	△ 6,513,689	△ 6,383,903
利 益 準 備 金	—	—
そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 6,513,689	△ 6,383,903
特 別 積 立 金	—	—
当 期 末 处 理 損 失 金	6,513,689	6,383,903
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	37,936,196	37,535,607
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	891,664	966,857
土 地 再 評 価 差 額 金	535,474	535,474
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,427,138	1,502,331
純 資 产 の 部 合 計	39,363,335	39,037,938
負 債 及 び 純 資 产 の 部 合 計	419,546,961	416,143,045

※ 貸借対照表の注記事項は、14・15ページに記載しております。

貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る延税率負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

ただし、旧甲府中央信用組合、旧谷村信用組合は、土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価は行っておりません。

(1) 旧美駒信用組合の土地の再評価

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	505百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	864百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第3号に定める固定資産課税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出し再評価を行いました。なお、同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は△563百万円であります。

(2) 旧やまなし信用組合の土地の再評価

再評価を行った年月日	平成11年3月25日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	574百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,055百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の所在地により次のいずれかの方法により評価額を算出しております。

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第3号（固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法）又は第2条第4号（地価税の課税対象価格（路線価）に合理的な調整を行って算定する方法）による。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額は△682百万円であります。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 3年～20年

当組合は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、変更後の方法による影響額は、従来の方法と比べ微細な額であります。

5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当の基準に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間ににおける各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は60,080百万円であります。

8. 償与引当金は、從業員への償与の支払いに備えるため、從業員に対する償与の支給見込額のうち、当事業年度に属する額を計上しております。

9. 当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成24年3月31日現在）

年金資産の額	283,431百万円
年金財政計算上の給付債務の額	315,534百万円
差引額	△32,103百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

（自 平成23年4月 至 平成24年3月）

2.519%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高32,103百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は、

期間9年の元利均等償却であり、当組合は、当期の財務諸表上、特別掛金184百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は、当組合の実際の負担割合とは一致しません。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負担計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を睡眠預金払戻損失引当金として、その他の引当金に計上しております。

12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 120百万円

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 27百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 10,750百万円

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は13,448百万円、延滞債権額は73,277百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は26百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,041百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は87,793百万円であります。

なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は1,997百万円であります。

22. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金 26,000百万円
	有価証券 -百万円

担保資産に応する債務 借用金 -百万円

上記のほか、公金取扱いのため63百万円、為替取引のため10,000百万円を担保として提供しております。

23. 出資1口当たりの純資産額

△1,249円17銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的・純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当組合は、各種リスクを適切に把握し、その対応を協議するため、ALM委員会を設置しております。ALM委員会は、協議結果を常勤理事会に報告し、常勤理事会は、必要に応じて協議のうえ、対策を講じています。

(4) 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資関係部により行われ、また、定期的に経営陣を含めた審査会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がモニタリングを実施し、定期的にALM委員会に報告しています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務人事部（資金課）が、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理するどもに、定期的にALM委員会に報告しています。

(5) 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手順等の詳細を明記しており、具体的には、総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析やVaR分析等を実施し、月次ベースでALM委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、「市場リスク管理規程」及び「資金運用規程」に則り、行っています。

このうち、総務人事部（資金課）では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

(3) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資本管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金・満期のある預け金・定期性預金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(* 1)	74,520	74,606	86
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	25,089	25,086	△ 3
その他有価証券	35,402	35,402	—
(3)貸出金(* 1)	298,334	—	—
貸倒引当金(* 2)	△ 38,195	—	—
	260,138	266,236	6,097
金融資産計	395,151	401,332	6,180
(1)預金積金(* 1)	372,645	372,367	△ 278
金融負債計	372,645	372,367	△ 278

(* 1)預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(* 2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

【金融資産】

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてあります。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしてあります。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引金融機関から提示された価格によってあります。投資信託は、公表されている基準価格によってあります。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その帳簿価額。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR, SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしてあります。

【金融負債】

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価値）を時価とみなしてあります。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帶ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR, SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしてあります。

(2) 借用金

借用金については、帳簿価額を時価としてあります。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(* 1)	245
組合出資金(* 2)	1,559
合計	1,804

(* 1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することができるもので構成されているものについて、時価開示の対象とはしておりません。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券（単位：百万円）

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	4,205	4,257	51
そ の 他	16,293	16,420	126
小 計	20,499	20,677	177

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時価	差額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	4,590	4,408	△ 181
小 計	4,590	4,408	△ 181
合 計	25,089	25,086	△ 3

(注) 1. 時価は当該事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

(4) その他有価証券（単位：百万円）

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
株 式	—	—	—
債 券	30,029	28,584	1,445
国 債	17,367	16,269	1,097
地方債	3,989	3,896	92
社 債	8,673	8,418	254
そ の 他	2,933	2,902	30
小 計	32,962	31,487	1,475

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
株 式	102	105	△ 2
債 券	798	800	△ 1
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	798	800	△ 1
そ の 他	1,538	1,640	△ 102
小 計	2,440	2,546	△ 106
合 計	35,402	34,033	1,369

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式について当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

27. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

28. 当期中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
6,592百万円	396百万円	－百万円

29. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	1年以内	1 年 超 5年以内	5 年 超 10年以内	10 年 超
債 券	3,405	14,867	2,044	14,716
国 債	—	1,742	2,044	13,580
地方債	902	3,086	—	—
社 債	2,502	10,038	—	1,136
そ の 他	10,489	12,024	300	1,400
合 計	13,895	26,892	2,344	16,116

30. 当座貸越契約及び貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,600百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 緑延税金資産及び緑延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

緑延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	519百万円
未収利息有税	787
その他	20
緑延税金資産合計	1,326

緑延税金負債

その他有価証券差額	402
緑延税金負債合計	402

緑延税金資産の純額

924百万円

損益計算書

(単位：千円)

科目	平成23年度	平成24年度
経常収益	8,429,639	8,143,721
資金運用収益	7,553,064	7,050,662
貸出金利息	6,245,599	5,861,506
預け金利息	216,880	213,317
有価証券利息配当金	1,028,365	913,600
その他の受入利息	62,218	62,238
役務取引等収益	419,414	412,643
受入為替手数料	196,973	187,505
その他の役務収益	222,440	225,137
その他業務収益	82,417	416,325
国債等債券売却益	25,970	396,324
国債等債券償還益	4,795	2,087
その他の業務収益	51,651	17,914
その他経常収益	374,743	264,089
償却債権取立益	332,369	234,564
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	42,374	29,525
経常費用	14,493,479	7,961,807
資金調達費用	304,466	272,246
預金利息	267,613	244,629
給付補填備金繰入額	24,398	15,857
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	—	—
その他の支払利息	12,455	11,759
役務取引等費用	728,978	625,788
支払為替手数料	82,676	85,612
その他の役務費用	646,301	540,175
その他業務費用	74,106	4,427
国債等債券売却損	21,643	—
国債等債券償還損	16,866	3,676
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	35,596	751
経費	4,598,675	4,504,454
人件費	2,756,909	2,787,397
物件費	1,746,315	1,630,961
税金	95,450	86,095
その他経常費用	8,787,252	2,554,890
貸倒引当金繰入額	8,678,898	2,333,201
貸出金償却	27,159	162,507
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	9,412	880
その他の経常費用	71,783	58,302
経常利益	△ 6,063,840	181,913
特別利益	21,287	56,624
固定資産処分益	2,013	864
その他の特別利益	19,273	55,759
特別損失	197,832	71,901
固定資産処分損	46,546	32,447
減損損失	89,497	34,411
その他の特別損失	61,789	5,042
税引前当期純利益	△ 6,240,385	166,636

科目	平成23年度	平成24年度
法人税・住民税及び事業税	27,791	36,718
法人税等調整額	67	132
法人税等合計	27,858	36,850
当期純利益	△ 6,268,244	129,785
繰越金(当期首残高)	△ 245,444	△ 6,513,689
土地再評価差額金取崩額	—	—
当期末処理損失金	6,513,689	6,383,903

損益計算書の注記事項

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たりの当期純利益 8円34銭
 3. 固定資産の減損に係る会計基準の適用に伴い、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(千円)
甲府市内	遊休資産 9カ所	所有不動産	8,543
甲府市外	遊休資産 21カ所	〃	25,867
合計			34,411

営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店舗を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。本部、研修センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としてあります。

継続的な地価の下落等により、遊休資産30カ所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額34,411千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、原則として正味売却価額によっており、不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

損失金処理計算書

(単位：千円)

科目	平成23年度	平成24年度
当期末処理損失金	6,513,689	6,383,903
これを次のとおり処理いたします。		
繰越金(当期末残高)	△ 6,513,689	△ 6,383,903

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第60期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成25年6月20日

山梨県民信用組合

理事長

廣瀬 正文



法定監査の状況

当組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、「貸借対照表」「損益計算書」「損失金処理計算書」等につきまして、会計監査人である佐野玄公認会計士の監査を受けております。

経費の内訳 (単位:千円)

項目	平成23年度	平成24年度
人件費	2,756,909	2,787,397
報酬給料手当	2,231,705	2,222,139
賞与引当金純額	△ 1,606	31,043
退職給付費用(勤務費用等)	253,634	252,473
社会保険料等	273,175	281,741
物件費	1,746,315	1,630,961
事務費	627,169	658,751
固定資産費	309,525	291,613
事業費	128,605	112,769
人事厚生費	18,113	20,431
減価償却費	333,657	283,971
その他	329,245	263,423
税金	95,450	86,095
経費合計	4,598,675	4,504,454

粗利益 (単位:千円)

項目	平成23年度	平成24年度
資金運用収益	7,553,064	7,050,662
資金調達費用	304,466	272,246
資金運用収支	7,248,597	6,778,415
役務取引等収益	419,414	412,643
役務取引等費用	728,978	625,788
役務取引等収支	△ 309,564	△ 213,144
その他業務収益	82,417	416,325
その他業務費用	74,106	4,427
その他業務収支	8,311	411,898
業務粗利益	6,947,344	6,977,168
業務粗利益率	1.57%	1.60%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

業務純益 (単位:千円)

項目	平成23年度	平成24年度
業務純益	2,468,681	3,073,415

自己資本の状況

(単位:百万円)

項目	平成23年度	平成24年度	項目	平成23年度	平成24年度
(自己資本)			(リスク・アセット等)		
出資金	44,449	43,919	資産(オン・バランス)項目	213,853	209,675
非累積的永久優先出資	28,900	28,900	オフ・バランス取引等項目	2,144	1,748
優先出資申込証拠金	—	—	オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	13,561	13,033
資本準備金	—	—	信用リスク・アセット調整額	—	—
その他資本剰余金	—	—	オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
利益準備金	—	—	リスク・アセット等 計(F)	229,559	224,457
特別積立金	—	—			
繰越金(当期末残高)	△ 6,513	△ 6,383			
その他有価証券の評価差損(△)	—	—			
基本的項目計(A)	37,936	37,535			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	379	379			
一般貸倒引当金	2,414	1,813			
負債性資本調達手段等	—	—			
補完的項目不算入額(△)	979	410			
補完的項目計(B)	1,814	1,782			
自己資本総額(A)+(B)=(C)	39,750	39,318			
控除項目(D)	—	—			
自己資本額(C)-(D)=(E)	39,750	39,318			

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 「その他有価証券の評価差損(△)」欄は、平成26年3月30日までの間は、平成24年金融庁告示第56号に基づく特例に従い、当該金額を記載しておりません。特例を考慮しない場合の金額は、平成23年度および平成24年度は該当ございません。

1. 自己資本調達手段の概要(平成24年度末現在)

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様からお預りしている普通出資金および上部団体である全国信用協同組合連合会からの優先出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度につきましては、金融機能強化法に基づく公的資金を活用した450億円の資本支援を受けたことなどから、経営の健全性・安全性に問題はありません。

また、将来の自己資本充実策につきましては、年度毎の事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本積上げを第一義的施策として考えております。

主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区分	第56期 平成20年度	第57期 平成21年度	第58期 平成22年度	第59期 平成23年度	第60期 平成24年度
経常収益	10,115,545	9,194,812	8,565,236	8,429,639	8,143,721
経常利益	△ 4,860,822	△ 9,067,718	△ 411,734	△ 6,063,840	181,913
当期純利益	△ 4,936,026	△ 8,586,994	△ 295,691	△ 6,268,244	129,785
預金積金残高	421,947,925	408,293,051	396,889,078	375,309,711	372,645,587
貸出金残高	322,775,201	327,774,354	316,973,926	302,672,583	298,334,042
有価証券残高	41,067,553	69,404,882	69,329,027	66,137,712	60,737,905
総資産額	451,502,365	466,599,014	447,927,160	419,546,961	416,143,045
純資産額	9,058,474	46,032,856	45,558,936	39,363,335	39,037,938
自己資本比率(単体)	4.06 %	18.64 %	18.61 %	17.31 %	17.51 %
出資総額	22,793,992	45,245,101	44,823,017	44,449,886	43,919,511
出資総口数	20,093,992 口	22,295,101 口	21,873,017 口	21,499,886 口	20,969,511 口
出資に対する配当率及び配当金	－ % －				
職員数	634 人	552 人	506 人	494 人	491 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

3. 職員数については、平成21年度より、期末日付で退職した職員を含めず表示しております。

組合員の推移

(単位：人)

総資産利益率

(単位：%)

区分	平成23年度末	平成24年度末
個人	114,747	113,534
法人	7,441	7,403
合計	122,188	120,937

区分	平成23年度	平成24年度
総資産経常利益率	△ 1.40	0.04
総資産当期純利益率	△ 1.45	0.03

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

役務取引の状況

(単位：千円)

科目	年度	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)
資金運用勘定	23年度	440,574	7,553,064	1.71
	24年度	433,575	7,050,662	1.62
うち 貸出金	23年度	299,545	6,245,599	2.08
	24年度	291,930	5,861,506	2.00
うち 預け金	23年度	69,873	216,880	0.31
	24年度	76,320	213,317	0.27
うち 有価証券	23年度	69,595	1,028,365	1.47
	24年度	63,764	913,600	1.43
資金調達勘定	23年度	382,559	304,466	0.07
	24年度	375,278	272,246	0.07
うち 預金積金	23年度	382,349	292,011	0.07
	24年度	374,830	260,486	0.06
うち 譲渡性預金	23年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
うち 借用金	23年度	—	—	—
	24年度	—	—	—

項目	平成23年度	平成24年度
役務取引等収益	419,414	412,643
受入為替手数料	196,973	187,505
その他の受入手数料	222,440	225,137
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	728,978	625,788
支払為替手数料	82,676	85,612
その他の支払手数料	525,493	427,833
その他の役務取引等費用	120,808	112,341

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項目	平成23年度	平成24年度
受取利息の増減	△ 485,910	△ 502,402
支払利息の増減	△ 147,317	△ 32,220

総資金利鞘等

(単位：%)

区分	平成23年度	平成24年度
資金運用利回り(a)	1.71	1.62
資金調達原価率(b)	1.28	1.27
総資金利鞘(a) - (b)	0.43	0.35

その他の業務収益 (単位:千円)

項目	平成23年度	平成24年度
外 国 為 替 売 買 益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国 債 等 債 券 売 却 益	25,970	396,324
国 債 等 債 券 償 還 益	4,795	2,087
金融派生商品収益	-	-
その他の業務収益	51,651	17,914
その他業務収益合計	82,417	416,325

1店舗当たりの預金及び貸出金残高 (単位:百万円)

区分	平成23年度末	平成24年度末
1店舗当たりの預金残高	9,382	9,316
1店舗当たりの貸出金残高	7,566	7,458

職員1人当たりの預金及び貸出金残高 (単位:百万円)

区分	平成23年度末	平成24年度末
職員1人当たりの預金残高	759	758
職員1人当たりの貸出金残高	612	607

有価証券、金銭の信託等取得価格または契約価格、時価及び評価損益 (単位:百万円)

項目	取得価格又は契約価格	時価	評価損益
有価証券	23年度末	65,246	65,319
	24年度末	59,368	60,733
金銭の信託	23年度末	—	—
	24年度末	—	—
デリバティブ等商品	23年度末	—	—
	24年度末	—	—

(注) 1. 有価証券、金銭の信託の「時価」は、上場有価証券については決算日時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なものの（店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格）については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。

2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引（金融先物取引、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等）を組合せた商品です。

預貸率及び預証率 (単位: %)

区分	平成23年度	平成24年度
預貸率	(期末)	80.64
	(期中)	78.34
預証率	(期末)	17.62
	(期中)	18.20

預金種目別平均残高 (単位:百万円、%)

種目	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	110,150	28.80	106,018	28.28
定期性預金	272,199	71.19	268,811	71.71
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合計	382,349	100.00	374,830	100.00

預金者別預金残高 (単位:百万円、%)

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	326,783	87.07	319,075	85.62
法人	48,526	12.93	53,570	14.38
一般法人等	34,453	9.18	35,792	9.61
金融機関	254	0.07	313	0.08
公金	13,819	3.68	17,465	4.69
合計	375,309	100.00	372,645	100.00

財形貯蓄残高 (単位:百万円)

区分	平成23年度末	平成24年度末
財形貯蓄残高	1,404	1,424

決済用預金残高 (単位:百万円)

区分	平成23年度末	平成24年度末
決済用預金残高	10,142	9,979

定期預金種類別残高 (単位:百万円)

区分	平成23年度末	平成24年度末
固定金利預金	248,041	249,973
変動金利預金	231	204
合計	248,272	250,177

貸出金種類別平均残高（単位：百万円、%）

科 目	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	1,830	0.61	1,669	0.57
手形貸付	55,196	18.42	54,888	18.80
証書貸付	235,782	78.71	229,327	78.55
当座貸越	6,735	2.24	6,045	2.07
合 計	299,545	100.00	291,930	100.00

貸出金使途別残高（単位：百万円、%）

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	206,547	68.24	206,159	69.10
設備資金	96,124	31.75	92,174	30.89
合 計	302,672	100.00	298,334	100.00

有価証券種類別平均残高（単位：百万円、%）

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	14,879	21.38	15,896	24.93
地 方 債	6,109	8.78	4,513	7.08
短 期 社 債	-	-	-	-
社 債	15,826	22.74	14,060	22.05
株 式	350	0.50	350	0.55
外 国 証 券	31,088	44.67	27,691	43.43
その他の証券	1,341	1.93	1,251	1.96
合 計	69,595	100.00	63,764	100.00

貸出金利区分別残高（単位：百万円）

区 分	平成23年度末	平成24年度末
固定金利貸出	195,255	195,580
変動金利貸出	107,417	102,754
合 計	302,672	298,334

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

有価証券種類別残存期間別残高（単位：百万円）

区 分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	23年度末	301	2,383	4,722
	24年度末	-	1,742	2,044
地 方 債	23年度末	1,104	4,021	-
	24年度末	902	3,086	-
短期社債	23年度末	-	-	-
	24年度末	-	-	-
社 債	23年度末	4,212	10,072	-
	24年度末	2,502	10,038	-
株 式	23年度末	339	-	-
	24年度末	348	-	-
外国証券	23年度末	4,302	20,126	804
	24年度末	10,489	12,024	300
その他の証券	23年度末	1,104	-	-
	24年度末	1,141	-	-
合 計	23年度末	11,364	36,604	5,526
	24年度末	15,384	26,892	2,344
				12,643
				16,116

区 分	金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	23年度末	9,887	3.26
	24年度末	9,804	3.28
有価証券	23年度末	176	0.05
	24年度末	172	0.05
動産	23年度末	61	0.02
	24年度末	62	0.02
不動産	23年度末	159,919	52.83
	24年度末	156,445	52.43
その他	23年度末	242	0.08
	24年度末	251	0.08
小計	23年度末	170,287	56.26
	24年度末	166,736	55.88
信用保証協会・信託	23年度末	29,954	9.89
信用保険	24年度末	26,833	8.99
保証	23年度末	27,238	8.99
	24年度末	29,043	9.73
信用	23年度末	75,192	24.84
	24年度末	75,720	25.38
合計	23年度末	302,672	100.00
	24年度末	298,334	100.00
			2,400

貸出金業種別残高・構成比 (単位:百万円、%)

業種別	平成23年度末		平成24年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	31,095	10.27	31,080	10.41
農業、林業	2,862	0.94	2,938	0.98
漁業	11	0.00	3	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	416	0.13	440	0.14
建設業	37,637	12.43	38,567	12.92
電気、ガス、熱供給、水道業	765	0.25	749	0.25
情報通信業	452	0.14	623	0.20
運輸業、郵便業	6,681	2.20	6,600	2.21
卸売業、小売業	22,521	7.44	22,108	7.41
金融業、保険業	2,407	0.79	2,324	0.77
不動産業	31,608	10.44	32,544	10.90
物品賃貸業	919	0.30	979	0.32
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	3,774	1.24	3,630	1.21
飲食業	3,618	1.29	3,599	1.20
生活関連サービス業、娯楽業	4,027	1.33	3,738	1.25
教育、学習支援業	1,767	0.58	1,832	0.61
医療、福祉	608	0.20	637	0.21
その他のサービス	18,251	6.03	19,095	6.40
その他の産業	3,562	1.17	4,888	1.63
小計	172,990	57.15	176,384	59.12
地方公共団体	44,585	14.73	44,495	14.91
個人(住宅・消費・納税資金等)	85,096	28.11	77,453	25.96
合計	302,672	100.00	298,334	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円、%)

区分	平成23年度末		平成24年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	7,934	21.46	6,942	20.89
住宅ローン	29,039	78.54	26,288	79.11
合計	36,973	100.00	33,230	100.00

貸倒引当金の内訳 (単位:百万円)

区分	平成23年度		平成24年度	
	金額	増減額	金額	増減額
一般貸倒引当金	2,414	△ 120	1,813	△ 600
個別貸倒引当金	34,577	6,261	37,071	2,494
合計	36,991	6,141	38,884	1,893

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金償却額 (単位:百万円)

項目	平成23年度	平成24年度
貸出金償却額	27	162

内国為替取扱実績 (単位:百万円)

区分	平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額
送金	225,599	154,557	220,699	167,666
振込	407,256	180,789	396,546	204,089

代理貸付業務の内訳 (単位:百万円)

区分	平成23年度末	平成24年度末
全国信用協同組合連合会	1,342	1,102
(株)商工組合中央金庫	120	124
(株)日本政策金融公庫	1,436	1,193
(株)住宅金融支援機構	13,918	11,830
貯年金住宅福祉協会	501	413
その他	582	533
合計	17,899	15,195

証券業務

【公共債引受業務】…… 該当事項はありません

【公共債窓販業務】…… 該当事項はありません

国際業務 (単位:千ドル)

【外国為替取扱高】

区分	平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額
貿易	76	2,639	75	3,334
貿易外	147	1,204	104	1,154

当組合の子会社

該当ありません

【外貨建資産残高】…… 該当事項はありません

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

区分		残高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/(A)
破綻先債権	平成23年度	13,362	9,451	3,910	100.00
	平成24年度	13,448	8,574	4,873	100.00
延滞債権	平成23年度	71,347	34,358	30,115	90.36
	平成24年度	73,277	33,488	31,525	88.72
3ヶ月以上延滞債権	平成23年度	1,034	725	244	93.79
	平成24年度	26	21	8	100.00
貸出条件緩和債権	平成23年度	1,705	703	403	64.89
	平成24年度	1,041	377	349	69.76
合計	平成23年度	87,448	45,238	34,674	91.38
	平成24年度	87,793	42,463	36,756	90.23

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、口、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ、破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、二、会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ~ 3. を除く）です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 保全率(%)は、100%を上限として表示しております。
8. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円)

区分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率(%) (D)/(A)	貸倒引当金 引当率(%) (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成23年度	59,827	33,176	26,651	59,827	100.00	100.00
	平成24年度	60,453	31,259	29,194	60,453	100.00	100.00
危険債権	平成23年度	26,616	11,815	7,925	19,740	74.16	53.55
	平成24年度	28,081	11,923	7,876	19,800	70.50	48.75
要管理債権	平成23年度	2,739	1,428	648	2,076	75.80	49.45
	平成24年度	1,067	399	357	757	70.92	53.55
不良債権計	平成23年度	89,183	46,420	35,224	81,645	91.54	82.37
	平成24年度	89,602	43,581	37,428	81,010	90.41	81.33
正常債権	平成23年度	218,574					
	平成24年度	213,361					
合計	平成23年度	307,758					
	平成24年度	302,964					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

リス ク 管 理 体 制 （定性的な開示事項）

● 自己資本調達手段の概要

自己資本の状況 (P.17) をご参照ください

● 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の状況 (P.17) をご参照ください

● 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消滅し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクと認識のうえ、与信業務の基本的理念や体制・手法等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築するよう努めております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、資産の自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理などの分析に注力しております。

また、個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し相互に牽制が働く体制としています。さらに、案件に応じて審査会および理事会等において合議するなど二重三重のチェックを行う審査体制となっております。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署がかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な管理態勢を構築しております。

貸倒引当金は、「資産自己査定基準」および「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出しております。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先については、担保・保証等を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づき算出し、実質破綻先および破綻先については、債権額から取立て不能見込額として損失処理した額を除き、さらに担保・保証等を除いた未保全額に対して引当を行っております。なお、それぞれの結果については公認会計士の外部監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポートジャーナーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

◇株式会社格付投資情報センター (R&I) ◇ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

◇株式会社日本格付研究所 (JCR) ◇スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)

● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資審査において、資金使途、財務内容、返済原資、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保および保証による保全措置は、あくまでも補完的な措置と考えており、担保や保証に過度に依存しない融資の推進態勢強化に取組んでおります。ただし、審査の結果、担保または保証が必要な場合は、お客様へ十分な説明を行い、ご理解をいただいたうえで、ご契約していただくなど、適切な取扱いに努めています。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める融資事務取扱要領等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、万が一お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金積金の相殺等を適用する場合がありますが、当組合が定める取扱要領等により適切な取扱いを行っております。

バーゼルIIにおいて定められている信用リスク削減手法には、自組合預金積金、上場株式、国、地方公共団体、一定以上の格付けが適格格付機関により付与されている法人による保証が該当します。そのうち、保証に関する信用度の評価については、住宅金融支援機構や政府関係機関の保証は、政府保証と同様に判定しております。また、法人による保証は、適格格付機関から付与されている格付けにより判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートジャーナーの種類に偏ることなく分散されております。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
該当事項はありません。

● 証券化エクスポートに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当組合は、証券化エクスポートは投資家としてのみ保有しており、オリジネーターとして保有するものはありません。また、投資家といたしまして、保有している当該証券化エクスポートは、運用資産の一部に証券化取引を組み込んだ投資信託商品を購入しております。当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の内容、時価把握を行うとともに、一定基準以上の価格の下落など必要に応じてALM委員会、常勤理事会に諮り、適切なリスク管理に努めております。

(2) 証券化エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は次の4つの機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

◇株式会社格付投資情報センター（R&I）

◇株式会社日本格付研究所（JCR）

◇ムーディーズ・インベスタートス・サービス・インク（Moody's）

◇スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）

● オペレーション・リスクに関する事項

当組合では、オペレーション・リスクを「業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象によることから当組合に生じる損失にかかるリスク」と認識しています。

当組合は、オペレーション・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクに区分し、リスクの特定、洗い出しを行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

当面、バーゼルII対応としてオペレーション・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用することとし、態勢の整備を図っております。

これらリスクに関しましては、ALM部会等において協議・検討するとともに、定期的に常勤理事会等において経営陣に報告するなど、態勢の強化に努めております。

※オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当組合は基礎的手法を採用しております。

● 出資その他これに類するエクスポート又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び一定の下落を想定したストレステスト等によるリスク計測・リスク分析によって把握しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、その他事業組合等への出資金に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めております。

● 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変化によって受ける期間損益や資産価値への影響をいいます。当組合においては、その影響度合に対して定期的に分析および報告するなど金利リスク管理態勢の強化を図っております。

具体的には、一定の金利ショックによる金利リスク量をALM（資産と負債の総合的管理）システム等により定期的に計測し、ALM部会において分析・評価を行い、経営陣を中心としたALM委員会に報告のうえ協議検討を行うなど、資産と負債の最適化に向けたリスクのコントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した金利リスクの算定方法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づき算定しております。

○ 計測手法 金利ラダー方式

○ コア預金

・対象：流動性預金全般（当座・普通・貯蓄預金等）

・算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、

③現残高の50%相当額、の3つのうち最小の額を上限とする。

※当組合が採用している算定方法は、③現残高の50%相当額です。

・満期：2.5年一括

○ 金利感応資産・負債 預金・貸出金、有価証券、預け金等の金利・期間を有する資産・負債

○ 金利ショック幅 99または1パーセンタイル値

○ リスク計測の頻度 四半期毎

リスクリミテーション体制（定量的な開示事項）

● 自己資本の構成に関する事項

自己資本の状況（P.17）をご参照ください

● 自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	平成23年度		平成24年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	215,997	8,639	211,423	8,456
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	215,997	8,639	211,422	8,456
(i) ソブリン向け	1,498	59	1,058	42
(ii) 金融機関向け	18,118	724	21,152	846
(iii) 法人等向け	55,408	2,216	55,358	2,214
(iv) 中小企業等・個人向け	48,105	1,924	45,750	1,830
(v) 抵当権付住宅ローン	3,457	138	3,098	123
(vi) 不動産取得等事業向け	21,727	869	23,964	958
(vii) 三ヶ月以上延滞等	39,943	1,597	35,475	1,419
(viii) その他の	27,738	1,109	25,562	1,022
② 証券化エクスポージャー	0	0	1	0
ロ. オペレーショナル・リスク	13,561	542	13,033	521
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	229,559	9,182	224,457	8,978

（注）1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 上記の「その他」とは、(i)～(vii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、取立未済手形、出資等のエクスポージャー、名寄せ後1億円超のエクスポージャーなどが含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益} (\text{直近3年間のうち正の値の合計額}) \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

● 信用リスクに関する事項（証券化エクスポートを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポート及び主な種類別の期末残高<業種別・地域別・残存期間別>

(単位：百万円)

業種区分 地域区分 期間区分	エクスポート区分	信用リスクエクスポート期末残高								三月以上延滞 エクスポート	
		貸出金、貸出金に準 ずる資産、コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券 (残高部分)		デリバティブ取引			
		23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度		
製造業		35,037	34,549	34,136	33,948	901	601	—	—	8,783	8,999
農業、林業		3,795	3,848	3,795	3,848	—	—	—	—	1,028	1,028
漁業		12	5	12	5	—	—	—	—	1	1
鉱業、採石業、砂利採取業		732	752	732	752	—	—	—	—	36	39
建設業		41,701	42,274	41,701	42,274	—	—	—	—	12,222	12,128
電気、ガス、熱供給、水道業		1,440	1,428	940	928	500	500	—	—	15	15
情報通信業		969	840	468	640	500	199	—	—	13	13
運輸業、郵便業		8,008	7,389	7,399	7,184	608	204	—	—	1,072	2,273
卸売業、小売業		29,728	28,658	28,293	27,131	1,435	1,527	—	—	8,000	7,553
金融業、保険業		32,419	27,586	2,486	2,403	29,933	25,182	—	—	378	377
不動産業		40,541	42,163	36,532	37,656	4,009	4,506	—	—	16,885	16,399
物品賃貸業		947	1,005	947	1,005	—	—	—	—	74	57
学術研究・専門・技術サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業		4,417	4,259	4,417	4,259	—	—	—	—	1,275	1,058
飲食業		5,449	5,379	5,449	5,379	—	—	—	—	1,278	1,294
生活関連サービス業、娯楽業		4,437	4,132	4,437	4,132	—	—	—	—	817	609
教育、学習支援業		1,772	1,833	1,772	1,833	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		711	843	612	641	99	201	—	—	4	4
その他のサービス		24,664	25,623	24,058	24,714	605	909	—	—	5,546	5,761
その他の産業		4,271	5,504	4,271	5,504	—	—	—	—	445	609
国・地方公共団体等		71,657	70,863	44,815	44,716	26,841	26,147	—	—	—	—
個人		60,479	54,003	60,479	54,003	—	—	—	—	11,194	11,030
その他		82,298	90,624	—	—	6	15	—	—	—	—
業種別合計		455,492	453,570	307,758	302,964	65,442	59,997	—	—	69,076	69,258
国内		425,892	428,665	307,758	302,964	35,842	35,092	—	—	69,076	69,258
国外		29,599	24,904	—	—	29,599	24,904	—	—	—	—
地域別合計		455,492	453,570	307,758	302,964	65,442	59,997	—	—	69,076	69,258
1年以下		133,569	136,556	123,649	122,661	9,920	13,895	—	—		
1年超3年以下		45,178	45,149	20,716	24,798	24,461	20,351	—	—		
3年超5年以下		37,511	29,854	25,369	23,313	12,142	6,540	—	—		
5年超7年以下		21,708	21,662	21,205	21,662	503	—	—	—		
7年超10年以下		50,920	47,769	45,898	45,425	5,022	2,344	—	—		
10年超		80,273	77,991	67,630	61,875	12,643	16,116	—	—		
期間の定めのないもの		85,394	93,837	3,288	3,228	—	—	—	—		
その他		748	748	—	—	748	748	—	—		
残存期間別合計		455,492	453,570	307,758	302,964	65,442	59,997	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している者に係るエクスポートのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポートのことです。
4. 地域別に記載されております国外のエクスポートには、当組合の保有している外国債券等を記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の状況 (P.21) をご参照ください

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
					目的使用		その他							
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度		
製造業	2,784	3,591	3,591	3,916	324	27	2,459	3,564	3,591	3,916	4	—		
農業、林業	257	269	269	269	45	—	211	269	269	269	—	—		
漁業	5	1	1	1	—	—	5	1	1	1	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	692	8	8	8	684	—	8	8	8	8	—	—		
建設業	4,165	5,438	5,438	6,076	326	42	3,838	5,395	5,438	6,076	3	90		
電気、ガス、熱供給、水道業	0	1	1	1	—	—	0	1	1	1	—	—		
情報通信業	3	4	4	4	—	—	3	4	4	4	—	—		
運輸業、郵便業	476	1,517	1,517	1,519	—	—	476	1,517	1,517	1,519	—	—		
卸売業、小売業	4,126	5,645	5,645	5,753	70	0	4,055	5,624	5,645	5,753	—	—		
金融業、保険業	100	110	110	117	—	—	100	110	110	117	—	—		
不動産業	7,089	7,472	7,472	8,170	677	121	6,453	7,481	7,472	8,170	8	68		
物品賃貸業	41	45	45	44	—	—	41	45	45	44	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
宿泊業	277	429	429	863	—	—	277	429	429	863	—	—		
飲食業	471	590	590	657	2	—	468	611	590	657	—	—		
生活関連サービス業、娯楽業	640	614	614	424	56	200	583	413	614	424	4	—		
教育、学習支援業	32	—	—	—	—	—	32	—	—	—	—	—		
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他のサービス業	1,656	2,246	2,246	2,276	73	—	1,583	2,248	2,246	2,276	—	—		
その他の産業	356	518	518	582	—	—	356	518	518	582	—	—		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人	5,110	6,071	6,071	6,384	252	45	4,815	5,892	6,071	6,384	3	—		
その他	26	0	0	0	22	—	4	0	0	0	1	3		
合計	28,315	34,577	34,577	37,071	2,537	439	25,778	34,137	34,577	37,071	27	162		

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額			
	平成23年度		平成24年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	92,910	—	89,692
10%	—	10,666	—	9,654
20%	25,973	69,225	23,329	76,798
35%	—	9,798	—	8,765
50%	2,909	41,669	3,710	44,959
75%	—	61,565	—	58,531
100%	1,304	125,004	200	126,212
150%	—	14,466	—	11,715
合計	30,187	425,305	27,240	426,329

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

● 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート		11,331	10,500	9,156	7,087	—	—
①ソブリック向け		—	—	3,906	2,205	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		2,841	2,995	—	3	—	—
④中小企業等・個人向け		7,186	6,218	4,871	4,529	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		65	38	234	264	—	—
⑥不動産取得等事業向け		639	684	23	22	—	—
⑦三月以上延滞等		123	129	105	47	—	—
⑧その他の		474	434	14	14	—	—

(注) 1. 適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示22号)第45号(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポート)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポート)を含みません。

3. 上記の「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポートです。具体的には、名寄せ後1億円超エクスポートなどが含まれます。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません

● 証券化工エクスポートに関する事項

(1) オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工エクスポートに関する事項)

該当事項はありません

(2) 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工エクスポートに関する事項)

- ① 保有する証券化工エクスポートの額
及び主な原資産の種類別の内訳

- ② 保有する証券化工エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	平成23年度		平成24年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化工エクスポートの額	3	—	6	—

(注) 1. 当該証券化工エクスポートの額は、投資信託の該当金額を計上しております。

2. 再証券化工エクスポートは、保有していません。

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポート残高		所要自己資本の額	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
20%	3	—	6	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポート残高×リスク・ウェイト×4%

2. 再証券化工エクスポートは、保有していません。

- ③ 証券化工エクスポートに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当事項はありません

● 出資等エクスポートに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	平成23年度		平成24年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	94	94	102	102
非上場株式等	2,114	2,114	2,150	2,150
合計	2,209	2,209	2,253	2,253

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポート(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポートについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成23年度		平成24年度	
	評価損益	△36	△34	△34

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

(2) 出資等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成23年度		平成24年度	
	売却益	—	—	—
売却損	—	—	—	—
償却	—	—	—	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポート(いわゆるファンド)にかかる売買損益は含まれておりません。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません

● 金利リスクに関する事項

平成25年3月末基準

金利リスクに関する内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	金利リスク(単位：百万円)	
	平成23年度	平成24年度
	813	1,362

(注) 金利リスクの算定方法につきましては、P.25をご参照下さい。

営業地区のご案内

◆山梨県：全域 ◆長野県：佐久市（旧臼田町地域）、南佐久郡、諏訪郡（富士見町）

店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

平成25年7月1日現在

店番	店名	住所	電話番号	ATM稼働時間			
				平日	土曜日	日曜日	祝日
150	本 部	〒400-8691 甲府市相生1-2-34	055-228-5151				
123	本 店	〒400-0858 甲府市相生1-2-34	055-220-7800	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
101	都 留 支 店	〒402-0053 都留市上谷2-1-10	0554-43-4151	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
102	富 士 吉 田 支 店	〒403-0004 富士吉田市下吉田4-5-19	0555-23-4151	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
105	都留文科大学前支店	〒402-0054 都留市田原2-5-20	0554-43-7351	8:30～19:00	9:00～17:00		
106	下 谷 支 店	〒402-0005 都留市四日市場34-8	0554-45-3151	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
202	北 支 店	〒400-0026 甲府市塩部1-9-8	055-252-3275	8:30～19:00	9:00～17:00		
203	南 支 店	〒400-0856 甲府市伊勢1-10-15	055-233-6117	8:30～19:00	9:00～17:00		
204	酒 折 支 店	〒400-0805 甲府市酒折2-11-24	055-235-6202	8:30～19:00	9:00～17:00		
205	西 支 店	〒400-0034 甲府市宝1-11-22	055-226-5111	8:30～19:00	9:00～17:00		
206	田 富 支 店	〒409-3843 中央市西花輪4588	055-273-2508	8:30～19:00	9:00～17:00		
208	南 口 支 店	〒400-0862 甲府市朝氣3-20-16	055-233-0205	8:30～19:00	9:00～17:00		
210	城 南 支 店	〒400-0845 甲府市上今井町220-1	055-241-4111	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
213	湯 村 支 店	〒400-0073 甲府市湯村3-1-31	055-253-2411	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
215	石 和 支 店	〒406-0031 笛吹市石和町市部1075	055-262-3635	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
217	御 坂 支 店	〒406-0805 笛吹市御坂町栗合94-1	055-263-0131	8:30～19:00	9:00～17:00		
218	中 道 町 支 店	〒400-1501 甲府市上曾根町3008-1	055-266-3053	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
219	南 西 支 店	〒400-0046 甲府市下石田2-11-5	055-228-7020	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
223	後 屋 支 店	〒400-0045 甲府市後屋町500-2	055-243-3010	8:30～19:00	9:00～17:00		
224	塩 山 支 店	〒404-0043 甲州市塩山下於曽542	0553-32-3223	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
225	勝 沼 支 店	〒409-1316 甲州市勝沼町勝沼3085	0553-44-1221	8:30～19:00	9:00～17:00		
226	牧 丘 支 店	〒404-0013 山梨市牧丘町窪平61	0553-35-3178	8:30～19:00	9:00～17:00		
227	山 梨 支 店	〒405-0006 山梨市小原西91-1	0553-22-1221	8:30～19:00	9:00～17:00		
301	韮 崎 支 店	〒407-0024 韮崎市本町1-4-21	0551-22-2131	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
302	須 玉 支 店	〒408-0112 北杜市須玉町若神子2300-4	0551-42-3311	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
303	武 川 支 店	〒408-0302 北杜市武川町牧原1450-2	0551-26-3311	8:30～19:00	9:00～17:00		
304	双 葉 支 店	〒400-0105 甲斐市下今井88-18	0551-28-2311	8:30～19:00	9:00～17:00		
308	長 坂 支 店	〒408-0021 北杜市長坂町長坂上条2502-1	0551-32-2551	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
311	川 上 支 店	〒384-1407 長野県南佐久郡川上村大字御所平1409-5	0267-97-2131	8:30～19:00	9:00～17:00		
312	大 泉 支 店	〒409-1501 北杜市大泉町西井出3380-1	0551-38-0311	8:30～19:00	9:00～17:00		
313	竜 南 支 店	〒400-0114 甲斐市万才330-1	055-276-8131	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
314	櫛 形 支 店	〒400-0305 南アルプス市十五所745-1	055-282-1131	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	
315	敷 島 支 店	〒400-0124 甲斐市中下条1582-2	055-277-2510	8:30～19:00	9:00～17:00		
316	御 勅 使 支 店	〒400-0206 南アルプス市六科1433-22	055-285-0714	8:30～19:00	9:00～17:00		
317	昭 和 支 店	〒409-3863 中巨摩郡昭和町河東中島298	055-275-2919	8:30～19:00	9:00～17:00		
318	白 根 支 店	〒400-0222 南アルプス市飯野3439-2	055-283-4331	8:30～19:00	9:00～17:00		
320	竜 王 支 店	〒400-0115 甲斐市篠原2666-1	055-279-3111	8:30～19:00	9:00～17:00		
501	鰐 沢 支 店	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰐沢1641-2	0556-22-4511	8:30～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
502	市 川 支 店	〒409-3601 西八代郡市川三郷町市川大門1324-1	055-272-1654	8:30～19:00	9:00～17:00		
504	身 延 支 店	〒409-2412 南巨摩郡身延町角打3065	0556-62-1125	8:30～19:00	9:00～17:00		
507	中 富 支 店	〒409-3423 南巨摩郡身延町飯富1917	0556-42-4455	8:30～19:00	9:00～17:00	09:00～17:00	

各開示項目は、下記のページに記載しております。

なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

◎印は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」で規定されております法定開示項目です。

1 ごあいさつ	1	44 決済用預金残高	19
2 経営理念・経営方針	1	45 定期預金種類別残高 *	19
3 お客様へのお約束	1	【貸出金に関する指標】	
【概況・組織】		46 貸出金種類別平均残高 *	20
4 当組合の概要	1	47 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返り額 *	20
5 事業の組織（組織図）*	7	48 貸出金利区分別残高 *	20
6 役員一覧（理事及び監事の氏名役職名）*	7	49 貸出金使途別残高 *	20
7 沿革	7	50 貸出金業種別残高・構成比 *	21
8 営業地区のご案内	29	51 預貸率（期末・期中平均）*	19
9 店舗一覧（事務所の名称・所在地）*	29	52 消費者ローン・住宅ローン残高	21
10 組合員数	18	53 代理貸付残高の内訳	21
11 子会社の状況	17	54 職員1人当たり貸出金残高	19
12 総代会について	10	55 1店舗当たり貸出金残高	19
13 報酬体系について	11	【有価証券に関する指標】	
【主要事業内容】		56 商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱いなし
14 主要な事業の内容 *	11	57 有価証券の種類別平均残高 *	20
15 信用組合の代理業者 *	取扱いなし	58 有価証券種類別残存期間別残高 *	20
【業務に関する事項】		59 預証率（期末・期中平均）*	19
16 事業の概況 *	12	【経営管理体制に関する事項】	
17 経常収益 *	18	60 法令遵守の体制 *	8
18 業務純益	17	61 適切な事務処理の実践について	8
19 経常利益（損失）*	18	62 リスク管理の体制 *	8・23・24・25
20 当期純利益（損失）*	18	63 顧客保護等管理態勢	9
21 出資総額、出資総口数 *	18	64 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	9
22 純資産額 *	18	【財産の状況】	
23 総資産額 *	18	65 貸借対照表、損益計算書、 剩余金処分（損失金処理）計算書 *	13・14・15・16
24 預金積金残高 *	18	66 リスク管理債権及び同債権に対する保全額 *	22
25 貸出金残高 *	18	67 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ◎	22
26 有価証券残高 *	18	68 自己資本の充実の状況 *	
27 単体自己資本比率 *	18	（定性的な開示事項）	23・24・25
28 出資配当金 *	18	（定量的な開示事項）	25・26・27・28
29 職員数 *	18	69 有価証券、金銭の信託等の評価 *	19
【主要業務に関する指標】		70 外貨建資産残高	21
30 業務粗利益及び業務粗利益率 *	17	71 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）*	21
31 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 *	17	72 貸出金償却の額 *	21
32 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、総資金利鞘 *	18	73 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	16
33 受取利息、支払利息の増減 *	18	74 会計監査による監査 *	16
34 役務取引の状況	18	【その他の業務】	
35 その他業務収益の内訳	19	75 内国為替の取扱実績	21
36 経費の内訳	17	76 外国為替取扱高	21
37 総資産経常利益率 *	18	77 公共債券販売業務	21
38 総資産当期純利益率 *	18	78 公共債引受業務	21
【預金に関する指標】		【その他】	
39 預金種目別平均残高 *	19	79 地域貢献への取組みについて	3
40 預金者別預金残高	19	80 トピックス	4・5
41 財形貯蓄残高	19	81 地域密着型金融の取組み	5
42 職員1人当たり預金残高	19	82 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況 *	6
43 1店舗当たり預金残高	19		

用語の解説

用語	解説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクのことです。
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクのことです。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことです。
オペレーション・リスク	信用組合の業務上において、不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
ALM	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法のことです。
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）に対し、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことです。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標のことであり、自己資本比率規制においてリスク・アセットを算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる率のことで、率が高いものほどリスクが高いことを意味します。
エクスポージャー	リスクにさらされている資産のことを指しており、具体的には、貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。



山梨県民信用組合

本部 〒400-8691 山梨県甲府市相生一丁目 2 番 34 号
TEL (055) 228-5151 (代表) FAX (055) 228-5106
<http://www.yamanashikenmin.shinkumi.jp>



私たち
献血推進キャンペーンを
応援しています。